（様式２）

インターンシップに関する覚書

　宮城県（以下「甲」という。）と学校名　　　　　　（以下「乙」という。）は、乙に所属する学生　　　　（以下「実習生」という。）に対して実習課所　　　　で実施する就業体験（以下「インターンシップ事業」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

１　期　間

インターンシップ事業期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

２　給与支給等

　　甲は、給与、手当等に関する一切の金銭支給は行わない。

　　甲は、業務上の必要があれば、作業服等の貸与を行う。

　　甲は、原則として出張費負担を伴う出張命令は行わない。

３　保　険

　インターンシップ業務に関する傷害保険等への加入は、乙又は実習生が行うものとする。

４　災　害

　甲は、インターンシップ業務従事について、危険を伴う業務に従事させないよう配慮する。

　甲は、インターンシップ業務従事に伴う実習上の災害及び通勤途上の交通災害等について、一切責任を負わないものとする。

５　損害賠償

　乙は、実習生が故意又は過失により甲に損害を与えた場合には、損害の程度に応じて賠償の責任を負うものとする。

６　守秘義務

　乙は、実習生のインターンシップ業務従事に際し、甲の諸規定を遵守し、その業務従事に伴い知り得た秘密について他に漏らさないこととする。

　乙又は実習生がインターンシップにより、知り得た秘密を漏らし、それにより第三者に損害を生じさせた場合には、甲は、損害の程度に応じて乙に求償することができるものとする。

７　その他

　その他インターンシップ業務遂行上の疑義が生じた場合及び業務遂行しがたい事情が生じた場合には、甲乙協議して対応を決定する。

　以上について内容を理解の上、甲乙記名押印し本覚書２通を作成し、各自１通を所持する。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　宮城県土木部長

　　　　　　　　　　　　　　　　乙